

シックハウス対策の改正建築基準法が施行されました。

既 80, 81, 82 号でお伝えしてきました、シックハウス対策の建築基準法が今月から施行されました。クロルピリホスとホルムアルデヒドを対象にした規制で、7月1日以降着工する住宅について適用されます。従来の性能表示における室内環境の任意の表示制度とは違い、基準法として強制力をもったものです。またこの規制は築後5年以内の住宅の改修の場合も適用されます。去る6月20日、県民交流センターにおいて説明会が行われましたので、その概略を報告いたします。

※クロルピリホスの使用禁止

防蟻剤として使用されていたクロルピリホスを添加した建材は居室を有する建築物には使ってはいけない。クロルピリホスを使用した建築材料のうち建築物に用いられた状態で5年以上経過したものはこの限りでない。という事は、築後5年以内の建築物で同建築材料が使われていた場合、増改築するときには取り替える必要があるということです。

※ホルムアルデヒドの規制

面材として使用される建材からのホルムアルデヒド発散量から計算された必要換気量を確保された居室か、0.1mg/m³以下に保つことができるとして大臣認定を受けた居室を除いて、建材の使用面積制限を受ける。建材の使用面積制限を受ける居室において、床面積1㎡あたり15c㎡以上の開口部が常に設けられていない場合は換気設備を設ける必要がある。また換気設備の能力と使用建材の区分によりその使用量は制限される。但し、F☆☆☆☆と認定された建材か、無垢の木材のように規制対象外のものは使用量の制限は受けない。F☆（旧E2、Fc2、表示なし）とされた建材は使用できない。

換気設備についても0.5回/H以上の能力が必要とされ、24時間の換気が義務付けられております。その方法も給気、排気、給排気の3通りから選択するようになっております。どの方法を選ぶかは住宅の構造や求める能力で決まります。詳しくはメーカーに問合せの方が良いでしょう。

さらに、天井裏からの化学物質の流入を防がなくてはなりません。その為には、使用する建材を居室内と同じにするか気密層又は通気止めを設ける必要がある。

以上のように、今回の改正建築基準法は大変複雑で、解り難い法律です。1日以降着工の住宅はこの基準を満たしておかなくてはなりません。このため、確認申請時に内装材の使用区分とその使用量を決めておかなくてはならず、完成検査時には申請書どおりであることを証明しなくてはなりません。任意制度である性能表示と同じように現場管理の負担もかなり増えるでしょう。使用建材のコストUPや換気設備の設置など10,000円/坪程度のコストUPは必要となるでしょう。ただ、24時間換気といいながら、施主の意思でスイッチの入・切ができるという事は、今回の改正の成果はその趣旨が十分理解されるかどうかにかかっているといえそうです。

【情報】 各建材メーカーは今回の建築基準法改正にあわせ、F☆☆☆☆製品をラインアップしております。F☆☆以下の製品が今後住宅には使えない事から、増改築用に今までの製品が在庫処分されることが予想されます。築後5年以内の住宅では使用できませんので、十分注意して取り扱いたいものです。

【定休日】 7月は5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27日となります
8月は3, 13, 14, 15, 16, 17, 24, 31日となります
ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

